

2017年（平成29年）第8回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2017年（平成29年）8月14日
- 2 通知年月日 2017年（平成29年）8月16日
- 3 開催年月日 2017年（平成29年）8月30日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階大会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第6号 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について

6 出席委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 坂本忠士 | 2番 藤井照正 | 3番 若井久夫 |
| 4番 岡本卓也 | 5番 森矢重則 | 6番 林内公二 |
| 7番 谷邊博人 | 8番 平勝義 | 9番 宮澤満志 |
| 10番 岡田克彦 | 11番 安原理雄 | 12番 江草豊明 |
| 13番 宮迫主政 | 14番 大元教義 | 15番 小林正勝 |
| 16番 桑田恒二 | 17番 谷本耕造 | 18番 高垣勲 |

以上18名

7 欠席委員

8 その他の出席者

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 小川 裕司 | 松永出張所 | 藤原 真治 |
| 事務局次長 | 羽原 知洋 | 新市出張所 | 山縣 葉二 |
| 北部出張所 | 宮川 一樹 | 沼隈出張所 | 杉本 倫草 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局 | 杉原 信広 |
| 事務局 | 平田 純雄 | | |

以上9名

10 議事内容

午前9時52分開会

事務局長 それでは、ただいまから2017年（平成29年）第8回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

部会長 — 開会あいさつ —

議長
(7番) それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び農業委員会会議規則第3条の規定により、議長を務めさせていただきます。

はじめに、会議の成立を申し上げます。農地部会委員総数18名のうち、全員出席ですので、本会議は成立します。

議長 続いて、議事録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第11条の規定により、議席番号1番の坂本忠士委員と議席番号14番の大元教義委員をお願いします。

議長 議事に入る前に、議案の追加等があれば、事務局より説明してください。

事務局 それでは、2017年（平成29年）第8回農地部会議案書追加事項等についてご説明します。

まず、追加議案第6号として、「農地等の現況に係る照会に対する回答について」広島法務局福山支局から8月18日付けで照会がありましたので、1件上程しております。内容は、記載のとおりです。

次に、議案書の追加・訂正事項ですが、7ページ2番、地種欄の第2種を第3種に訂正、14ページ28番、備考欄に所要面積210㎡、併用地雑種地48㎡を追加

以上です。

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

2番
(藤井) それでは、東部地区の審議内容について報告します。

東部地区では、8月23日水曜日午前9時10分から関係者により、現地調査を行い、午前10時50分から委員6名全員の出席により、市役所8階農業委

員室で協議会を開催しました。

審議した案件は、議案第1号2件、議案第3号2件、議案第4号1件、議案第5号1の合計6件です。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの1番と2番について報告をします。

1番は、南蔵王町二丁目の譲受人が、親である蔵王町五丁目の譲渡人から蔵王町五丁目の畑1筆567㎡を贈与により譲受けて、果樹や野菜を栽培するものです。

2番は、南手城町三丁目の借受人が、引野町南一丁目の宗教法人が所有する引野町南一丁目の境内地の22,228㎡の内1,200㎡を畑として期間5年間の使用貸借権を設定して借受け、果樹を栽培して新規就農するものです。

いずれの案件も譲受人あるいは借受人は、農作業経験または農業知識もあり、必要な農機具も確保されていますので、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番

それでは、西部地区の審議内容について報告します。

(岡本)

西部地区では、8月24日の午後0時40分から関係者により、現地調査を行い、午後4時から市役所8階の農業委員室で協議会を開催しました。

委員9名中8名の出席により、議案第1号5件、議案第3号11件、議案第4号3件、議案第6号1件の合計20件について審議いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの3番から2ページ7番について報告をします。

3番は、瀬戸町の受人が、高齢で耕作困難になった赤坂町の渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

4番は、津之郷町の受人が、高齢で耕作困難になった御幸町の渡人から申請地の贈与を受け、野菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

5番は、熊野町の受人が、高齢で耕作困難になった同町の渡人から申請地の贈与を受け、水稻及び野菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

6番と7番は関連案件で、沼隈町の受人が、同町の渡人から6番で、申請地を譲受け、7番で、期間を定めない使用貸借権を設定して借受け、新規就農して水稻及び野菜を栽培するものです。

いずれの受人とも、農作業経験があり、必要な農機具も確保済みであり、営農に支障がないため、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、松永地区の審議内容について報告いたします。

松永地区では、8月24日、午前9時15分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催いたしました。

委員6名の内5名の出席により、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号1件の合計5件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」3ページ8番と9番について報告します。

8番は、藤江町の渡人が営農を継続するため、妻へ生前贈与するものです。

9番は、同じく藤江町の渡人が営農を継続するため、渡人の持分4分の1を妻へ生前贈与するものです。

いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、北部地区の審議内容について報告します。

北部地区では、8月24日の午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員の出席により、議案第1号6件、議案第2号4件、議案第3号11件、議案第4号2件の合計23件について、審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページの10番から5ページの15番について報告をします

10番と11番は関連案件で、芦田町の借受人或いは譲受人が、10番で期間を定めない使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、11番で同町の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して野菜を栽培するものです。

12番は、駅家町の借受人が、5年間の使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

13番は、府中市の譲渡人が、新市町の譲受人外2人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

14番は、新市の譲渡人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

15番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17番

神辺地区農地調整協議会の審議内容について報告します。

(谷本)

神辺地区農地調整協議会は、8月24日午前9時より現地調査を行い、午前11時00分より神辺支所3階31会議室で、協議会委員6名全員の出席により、議案第1号1件、議案第2号1件、議案第3号5件、議案第4号2件の合計9件について、審議しました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページの16番について報告します。

徳田に居住する譲受人が、申請地の畑1筆870㎡を所有権移転により、経営規模の拡大を行うもので、申請地では引き続き季節野菜を栽培する計画です。

譲受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第1号のすべての案件につきましては、別紙調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、また、農業委員会が定める下限面積を超えていることから。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。

議長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

松永地区の報告をお願いします。

8番
(平)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページの1番について報告します。

本郷町の申請人が売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、東村小学校の北東、約530メートルのところですか。

農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。

現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。

議長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11番
(安原)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページの2番から5番について報告します。

2番は、芦田町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、芦田中学校の南東、約250メートルのところですか。

3番は、赤坂町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、芦田中学校の南東、約500メートルのところですか。

4番は、新市町の申請人が、申請地に住宅を建築するものです。

場所は、常金丸中学校の西、約200メートルのところですか。

5番は、駅家町の申請人が、申請地に農家住宅を建築するものです。

場所は、網引小学校の北東、約700メートルのところですか。

なお、2番から5番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 6 ページ 6 番について報告します。

道上に居住する申請人が、太陽光発電パネルを設置し、最大 49.5kW を売電する計画です。

なお、再生可能エネルギー発電設備の認定見込みです。

現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われ
ます。

議 長

ありがとうございました。

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第 2 号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議 長

これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決をいたします。

議案第 2 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第 2 号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

2 番
(藤井)

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」7 ページ 1 番と 2 番について報告します。

1 番は、大門町の学校法人が、同町の譲渡人から大門町大字大門の畑 1 筆 3 2 2 m²を譲受け、露天駐車場として転用するものです。

場所は、学校法人銀河学院の西、約 5 0 メートルのところですか。

なお、申請地は既に露天駐車場として利用しているため、始末書の提出を受けています。

2 番は、南蔵王町二丁目の譲受人が、蔵王町五丁目の譲渡人から蔵王町五丁目の畑 1 筆 4 4 m²を譲受けて、進入路として転用するものです。

場所は、福山市民病院の北東、約 3 0 0 メートルのところですか。

なお、申請地は既に進入路として利用しているため、始末書の提出を受けています。

いずれの案件も現地確認を行いましたか、申請地周辺の営農条件に支障はないと思われ、転用に問題ないと思われかます。

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 7 ページ 3 番から 1 0 ページ 1 3 番について報告します。

3 番は、広島市の受人である法人が、申請地に使用貸借権を設定して山手町の渡人から借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、県立福山特別支援学校の東北東、約 3 5 0 メートルのところですか。

4 番は、郷分町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として利用するものです。

場所は、郷分幼稚園の北東、約 1 5 0 メートルのところですか。

5 番と 6 番は関連案件で、瀬戸町の受人が、公共事業による支障移転のため、赤坂町のそれぞれの渡人から申請地を譲受け、住宅及び倉庫を建築するものです。

場所は、市立福山高校の南、約 1 0 0 メートルのところですか。

7 番は、本郷町の受人である法人が、赤坂町の渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として利用するものです。

場所は、赤坂小学校の北西、約 3 0 0 メートルのところですか。

8 番から 1 3 番は関連案件で、箕島町の受人である法人が、同町及び広島市のそれぞれの渡人から申請地を譲受け、隣接の雑種地等と一体で、露

天駐車場として利用するものです。

場所は、シギヤ精機製作所の北西側のところです。

なお、4番から7番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。

現地調査をしましたが、いずれも周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8番
(平)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の10ページ14番について報告します。

柳津町の法人を営む受人が神村町の渡人から申請地の田3筆を譲受け、貸露天駐車場として利用するものです。

場所は、神村北保育所の北西、約250メートルのところです。

農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。

現地調査をしましたが、日照・排水など、周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11番
(安原)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の11ページ15番から13ページ25番について報告します。

15番は、加茂町の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、山野町の貸出人から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、山野小学校の北西、約600メートルのところです。

16番は、駅家町の借受人である父が、申請地に使用貸借権を設定して、曙町の貸出人である子から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、広瀬公民館の南東、約400メートルのところです。

17番は、加茂町の借受人である子が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人である父から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、加茂支所の南東、約500メートルのところです。

18番は、加茂町の譲受人が、静岡県富士市の譲渡人から申請地を譲

受け、貸露天資材置場として整備するものです。

場所は、福山北特別支援学校の北、約500メートルのところでは

19番は、神辺町の譲受人である法人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家南中学校の南東、約600メートルのところでは

20番は、駅家町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家西小学校の南東、約500メートルのところでは

21番は、神辺町の譲受人である法人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、北消防署駅家分署の南、約300メートルのところでは

22番は、御幸町の譲受人である法人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、北消防署駅家分署の南西、約300メートルのところでは

23番は、神辺町の譲受人である法人が、神石郡神石高原町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、服部公民館の北東、約1.2キロメートルのところでは

24番は、駅家町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、福山北産業団地の南西、約600メートルのところでは

なお、本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。

25番は、新市町の譲受人である宗教法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。

場所は、常金丸駐在所の北東、約200メートルのところでは

なお、18番と24番を除く申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中でありま

す。現地調査をしましたが、いずれの案件も日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17番
(谷本)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の13ページ26番から14ページ30番について報告します。

26番は、川南で不動産業を営む法人が、申請地を譲受け、周辺で需要

のある建売住宅を建築するものです。関連法令については、担当部局等に許可申請が行われています。

27番は、千田町の譲受人が、実家に近い申請地を父から贈与を受け、住宅を建築するものです。関連法令については、担当部局等に許可申請が行われています。

なお、申請地は農振農用地からの除外申請中です。

28番は、坪生町の譲受人が、申請地と併用地の雑種地48㎡を譲受け、所要面積210㎡に住宅を建築する計画です。関連法令については、担当部局等に許可申請が行われています。

29番は、御幸町の借人が、実家に近い申請地に使用貸借権を設定し、父から借受け、住宅を建築するものです。関連法令については、担当部局等に許可申請が行われています。

30番は、十九軒屋で鉄鋼工業を営む法人が、現在、露天駐車場を借地していますが、その代替地として、事業所の隣接地である申請地を譲受け、露天駐車場及び露天資材置場として転用する計画です。

すべての案件について、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われます。

議 長

ありがとうございました。

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第3号の1番と8番から13番及び30番は第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にあり、相当数の街区を形成している区域に存在するため、17番は、福山市役所加茂支所から、26番は、井原鉄道井原線御野駅から、29番は、JR福塩線道上駅からそれぞれ500メートル以内に存在するため、第2種農地として判断されます。

また、2番については、福山東インターチェンジから300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、8番から13番及び17番は、転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会農地部会へ諮問します。

議 長

これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決します。
議案第3号について、8番から13番及び17番を許可相当として常設審議委員会農地部会へ諮問し、その他の案件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第3号は、8番から13番及び17番を許可相当として常設審議委員会農地部会へ諮問し、その他の案件を原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。
東部地区の報告をお願いします。

2 番

(藤井)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の15ページの1番について報告します。

大門町の申請人が、大門町大字大門の田1筆122㎡を、昭和61年1月31日より貸露天駐車場として利用し、現在に至るものです。

場所は、学校法人銀河学院の正門前のところです。

現地確認を行いました。農地への復元は困難であり、農地性は無いと判断しました。

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番

(岡本)

議案第4号「非農地証明について」の15ページの2番から4番について報告します。

2番は、郷分町の申請人によるもので、申請地を大正11年頃から倉庫の敷地及び露天駐車場等として利用し、現在に至っております。

場所は、郷分排水機場の北、約500メートルのところ。です。

3番は、赤坂町の申請人によるもので、申請地を昭和56年頃から住宅の敷地及び庭として利用し、現在に至っております。

場所は、特別養護老人ホーム「福山福寿園」の西南西、約200メートルの蓮花寺池の下ところです。

4番は、熊野町の申請人によるもので、昭和48年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

場所は、沼南高校鷹の巣農場の北、約400メートルのところですか。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8番
(平)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の15ページ5番について報告します。

神村町の申請人が耕作道がないため、昭和44年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂して山林となっております。

場所は、神村小学校の東、約100メートルのところですか。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11番
(安原)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の15ページ6番と7番について報告します。

6番は、駅家町の申請人が、昭和63年7月頃から、住宅敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、服部小学校の北東、約600メートルのところですか。

7番は、府中市の申請人が、昭和50年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となり、現在に至っております。

場所は、戸手高等学校の南、約400メートルのところですか。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17番
(谷本)

議案第4号「非農地証明について」の15ページの8番と16ページ9番について報告します。

8番は、昭和52年頃から露天資材置場として利用し、現在に至っております。

なお、申請地は農振農用地であり、農振担当と協議が整っております。
9番は、平成7年頃から倉庫敷地及び露天駐車場、進入路として利用し、現在に至っています。

いずれの申請地も現地確認しましたが、農地への復元は困難と認められ、非農地として証明妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

2番
(藤井)

それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」17ページの1番について報告をします。

相続人である子が、申請地である曙町三丁目の田1筆2,110㎡の内、田として1,494㎡、畑として616㎡を相続税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。

申請農地には、水稻及び野菜を栽培される予定で適正に管理されています。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、追加議案第6号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を上程します。
西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第6号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」の追加議案の1ページ1番について報告します。

広島法務局福山支局より8月18日付けで、現況に係る照会がありました。現地調査したところ、熊野町字河本及び熊野町字土城の4筆は宅地として利用されており、熊野町字拾石谷西の4筆は山林となっておりましたので、非農地として回答するものです。

場所は、熊野小学校の西北西、約200メートルから300メートル、及び熊野小学校の西、約550メートルのところです。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。
議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、専決処分及び届出等について事務局から報告してください。

事務局

専決処分及び届出等について、ご説明します。

18ページから22ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合の届け出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、15件を事務局長専決で受理しました。

次に、23ページ、24ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、25ページから35ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

4条9件、5条42件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。

次に、36ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。

1件届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫であることを確認しました。

次に37ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が3件ありました。

次に、38ページの「農地等の現況に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から1件の照会がありました。現地確認の結果、農地性はなく非農地として確認しました。回答期限が、照会があった日から2週間であり、この間に農地部会の開催がないため事務局長による専決処分により報告しました。

次に、39ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」です。許可又は、届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから申請されたものです。

取消しの理由は、1番、2番ともに、申請者の変更によるものです。1番は、改めて28ページ15番で。また、2番は、31ページ26番でそれぞれ届け出が行われています。

専決処分及び届出等については以上です。

議長

専決処分・届出等の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議 長

発言等もないようですので、2017年（平成29年）第8回の農地部会を終了します。

なお、来月の農地部会は、9月29日開催の予定です。
皆様お疲れ様でした。

午前10時31分閉会